

栃木県建設産業団体連合会 会長 様

栃木県県土整備部技術管理課長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて (参考送付)

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴う工事及び業務の今後の対応について」(令和 2 年 5 月 15 日付け技管第 63 号)等により、引き続き適切な対応をお願いしているところです。

今般、マスクの着用や三つの密を避ける等の「新しい生活様式」が求められている中で、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のために建設企業で実践されている取組事例等を拡充し、令和 2 年 7 月 1 日付けで「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和 2 年 5 月 14 日)」が改訂されましたので、参考送付します。

また、工事現場の熱中症対策に係る経費については、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」(令和元年 7 月 19 日付け技管第 159 号)により通知しているところですが、国土交通省より「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」(令和 2 年 7 月 2 日付け事務連絡)が参考送付され、その中で、当面の間の熱中症対策に資する現場管理費の補正について明記されたことを受け、県発注の工事においても下記の通り取扱を定め部内に通知しましたので、参考までに送付します。

記

1 現場管理費の補正について

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」(令和元年 7 月 19 日付け技管第 159 号)における“真夏日”の定義について、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策を実施した工事にあつては「日最高気温^{*}が 28 度 (°C) 以上の日」と読み替える。

※ 夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温

附則

本運用は、令和 2 年 4 月 1 日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策を実施した工事に適用するものとする。(既契約工事も含む)

栃木県県土整備部技術管理課
技術調整担当 神山・須藤
企画調整担当 金子・小栗
TEL : 028-623-2421
FAX : 028-623-2392